

意04 05  
平成16年6月28日

## 「規制改革・民間開放集中受付月間」に対応した規制改革要望

社団法人 関西経済連合会

本年4月、わが国の規制改革を推進するための新たな組織として「規制改革・民間開放推進会議」が設置された。経済・社会の急激な構造変化に対応した規制改革をはかっていくことは、国や産業の競争力にとって極めて重要であることは言うまでもない。当連合会は、同会議が進展の遅い医療、農業、労働分野等の規制改革に取り組まれることに対し大きな期待を寄せている。

今般、同会議が「集中受付月間」を設け、広く各界からの規制改革の提案・要望を受け付けられるのに対応し、当連合会として、会員企業からのアンケートに基づき別添の通り個別・具体的な規制改革を要望する。

(添付資料)

・様式4 全国規制改革・民間開放要望書

以上

様式 4 全国規制改革・民間開放要望書

要望 事項番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
1	鉄骨造住宅の確認・検査の合理化	低層鉄骨造住宅の確認申請・検査上の取扱いを新築・増改築とも木造住宅と同様とする。具体的には、確認申請時の提出図書（図面、計算書等）の省略、簡素化等を実施し、木造住宅と同様の手続きとする。	建築基準法上で鉄骨造と区分されると、2階建て住宅も（超）高層ビルも基本的には同じ範疇に属することとなる。安全性の検証が比較的容易な2階建て鉄骨住宅においても、程度の差はあれ、「鉄骨造のビル」と同様の図書の提出を要求されることとなる。これは、同程度の木造住宅と比べて過剰な負担であるとも考えられ、また、増改築に際しても、大きな負担となっている。低層鉄骨造住宅においては、「型式部材等製造者認証」等、確認申請の合理化につながる制度があり、それによって申請の簡素化が図られているが、この認証取得にあたってのコスト・期間の負担や商品内容の硬直化等を生じており、商品開発上の障害となっている。	建築基準法第6条、第7条	国土交通省
2	建築基準法の「型式適合認定」「型式部材等製造者認証」及び品確法（住宅の品質確保の促進等に関する法律）の「住宅型式性能認定」「型式住宅部分等製造者認証」の審査・運用の簡素化	左記認定・認証の申請から認定に至るまでの期間の短縮措置を講じる。（現状約9ヶ月の期間を要している）。品確法の運用において、製造者認証のない建物に関する設計資料、現場審査を簡素化する。	申請から認定への期間が事業者にとって負担となっており、商品開発等における支障となっている。品確法の性能表示制度の運用の簡素化によって、その利用頻度が高める。（例えば、ホルムアルデヒド放散量の等級の証明書について、施工業者が等級を確認して報告することでも可能。換気量に関する建築基準法と品確法上のダブルチェックの解消。）	建築基準法施行令第136条の2の9以下関連条項、品確法第22条、第25条	国土交通省
3	建設業許可の基準となる経營業務の管理責任者の実務経験規定の緩和	建設業許可の取得に際し、経營業務の管理責任者の実務経験年数を5年以上又は7年以上等とする規定があるが、これについて期間短縮、資格試験制度や講習受講によるみなし規定を設ける等の規制を緩和する。	本規定は、建設事業者の専門工事子会社の分社化や新規事業者の参入等において、障害となっている。経營業務の管理責任者の適正判断は、実務経験以外の方法でも可能である。	建設業法第7条	国土交通省

様式4 全国規制改革・民間開放要望書

4	<p>監理技術者の資格取得条件の緩和（再要望）</p>	<p>電気通信工事業においては多種にわたる工事知識を必要とする「技術士」以外での資格取得制度がなく、実質的に規定の実務経験年数（最大12年）を有することが必要となり、ハードルが高くなっている。</p> <p>一方、電気工事業など一部の工事業においては、該当分野の工事に特化した試験資格（一級電気工事施工管理技士）が建設業法において設置されており、若い世代の資格取得が容易となっている。</p> <p>電気通信工事業においても、能力のある若い世代が監理技術者となれるよう、管理技術者要件を改革する。例えば、特化した監理技術者資格試験制度（例：一級電気通信工事施工監理技士）を新設することも考えられる。</p>	<p>電気通信工事業においては、IT関連技術の進展が速く、実務経験による取得のように最長で12年以上の経験年数を必要とする現在の制度だけでは、若い人材の取得が困難であるうえ、システム系工事などにおいては従前の技術では、技術監理上実態と合っていないケースが散見されるため。</p>	<p>建設業法 第26条及び7条第二号イ、ロ又はハ</p>	<p>国土交通省</p>
5	<p>住宅建設現場における元方事業者の1日1回の現場巡視に係る規制緩和 元方及び請負人の労働者が混在しない場合の巡視義務規定の適用非適用の明確化 元方巡視の代替手段の容認</p>	<p>労働安全衛生法第30条の規定は、労働者の混在する作業場での災害を防止する目的であるとされているが、一般の住宅建設現場においては、大工の一人仕事等労働者が混在しない現場も多数あるところ、これらの現場での災害発生について、第30条違反による是正指導を受ける場合がある。この点についての取扱い基準を明確化する。</p> <p>労働者が混在しない住宅建設現場においても、1日1回の巡視義務を適用する場合においても、その適用基準を実情に合わせて、代替措置でも可能とする。</p> <p>（例えば(イ) 常時使用労働者5人以下の場合は、必ずしも1日1回の巡視を要しない。 (ロ) 常時使用労働者5人以下の場合は、現場職長による巡視報告及びこれに対する元請からの指示による方法）</p>	<p>各労働基準監督署により、判断基準についての考えが異なっている。実際の現場状況に合わせて、巡視すべき頻度を調整することにより、実質的な安全確保が図れる。</p> <p>住宅業界の一般的な労働実態から考えると、「全現場一律に1日1回巡視」を厳守することによる各現場間の移動時間等のロスが大きくなり、現場監督員等の長時間労働の要因となりかねない。</p>	<p>労働安全衛生法第30条第1項第3号 労働安全衛生規則第637条</p>	<p>厚生労働省</p>
6	<p>派遣労働者の「事前面接」の制限緩和</p>	<p>派遣先による事前面接は派遣労働者を特定することを目的とする行為として禁止しているが、この制限を緩和する。</p>	<p>派遣を依頼する業務内容の中には、事前に面接を行うことによって、派遣労働者の能力と業務内容のマッチングを行えることも考えられ、事前面接を行うことが必ずしも派遣労働者を特定することを目的とする行為とはならない。</p>	<p>労働者派遣法第26条第7項</p>	<p>厚生労働省</p>

様式4 全国規制改革・民間開放要望書

7	企画業務型裁量労働制の適用範囲の拡大	企画型営業職も裁量労働制の適用対象とする。	企画業務型裁量労働制の対象業務は「企画、立案及び分析の業務」に限定されており、営業職は一般に「企画、立案及び分析の業務」を自ら主体的に行っているにもかかわらず、対象外とされている。企画型営業職においては、使用者の具体的指揮監督や時間での労働対価の支払よりも、自らの知識、技術を活かし、仕事の進め方や時間配分を裁量に委ねた働きかたの方が能力発揮の度合いも高まることから、企画型営業職を適用対象に加えることは、活力ある経済活動に寄与する。	労働者基準法第38条の3及び4	厚生労働省
8	医薬品に関する広告規制の緩和	医療機関用医薬品の一般向けの広告を可能とする。	企業の立場からは、他社製品との性能比較等を含めた製品情報を可能な限り消費者(患者)へ提供し製品価値を消費者へ直接伝えることにより、製品力を基本とした自由競争を行うことができるようになる。消費者の立場からは、当該商品に関する情報の入手が可能となり、医療の質の向上に資する。 (なお、最近ではインターネットという法律制定時には想定されていなかった媒体が普及し、インターネット上の広告とその他の広告の間での規制上の取り扱いに齟齬が生じているため、この整理も必要である。)	薬事法第66条、第67条	厚生労働省 (医薬食品局、医政局)
9	医療用配合剤承認に関する規制緩和	平成11年4月8日医薬審第666号において、医療用配合剤として承認を受けるための承認事由をより明確にするとともに、承認事由の「その他特に必要と認められるもの」について適用緩和する。	医療用配合剤として承認を受けるためには、輸液等用時調整が困難なもの、副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの、その他特に必要と認められるもの、とされているが、については適用例がない。医療用配合剤のメリットとして、多剤服用患者の服薬コンプライアンス向上や医療費の効率化(削減)等がある。実際に欧米ではさまざまな配合剤が広く開発販売され、服薬コンプライアンス向上を通じて治療効果の改善が図られる等の実績があるにもかかわらず、日本では上記の事由に相当するものについてはこれまで事実上認められていなかったことで、患者に治療上および利便上の不都合を強いてきたといえるため。患者主権やセルフメディケーションの観点からも、患者の治療選択肢を増やすことになる本規制の緩和およびルールの明確化が必要である。	「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」(平成11年4月8日医薬審666号)	厚生労働省 (医薬食品局)
10	ボイラー取扱作業主任者になる為の伝熱面積に関する制限の緩和	現在、二級ボイラー技士でボイラー取扱作業主任者になることができるのは、伝熱面積の合計が25㎡未満の作業であるが、これを150㎡未満まで制限を緩和する。	ボイラー技士の資格があればボイラーの運転は可能であるが、ボイラー取扱作業主任者になるには、伝熱面積に関する制限がある。ボイラー設備は、安全性や性能が向上するとともに、監視・制御システムも進歩を続けていることから、伝熱面積に関する制限を緩和しても問題はない。	ボイラー及び圧力容器安全規則(労働省令第三十三号)、労働安全衛生規則(別表第1)	厚生労働省

様式4 全国規制改革・民間開放要望書

11	海外事業会社従業員の研修における実務研修時間の規制緩和	海外から研修生を受け入れる場合、実務研修を受ける時間が全研修時間の3分の2以下であることが条件となっているが、本邦法人の関係会社から研修生を受け入れる場合には、この条件を緩和することを要望する。	海外事業会社の従業員研修を効率的に行う上で支障があるため。	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	経済産業省、法務省、外務省、厚生労働省
12	とうもろこしの関税割当制度の撤廃	とうもろこしの輸入量に応じた国産いも澱粉の割当制度を撤廃する。	当該制度により、コーンスターチメーカーは輸入とうもろこしを購入する量に応じた国産いも澱粉を割当てられるが、製造された澱粉等に高価な国産いも澱粉価格が上乘せされ、コストアップ要因になり、消費者利益を損なっている。	関税割当制度に関する政令	農林水産省、財務省
13	廃棄物処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の定める「廃棄物」概念及び運用の見直し	廃棄物処理法の定める「廃棄物」概念について、「有価物」に拘泥せず、一定の実態要件の下で規制緩和し、リサイクルの効率的な推進のための条件整備を図る。	従来、行政は、一般に売却できなければ全て廃棄物処理法の定める「廃棄物」として取り扱うとする「有価物説」を採用してきたため、これが、リサイクルを進める場合の収運や処理に際して制約となってきた。しかし、再生資源として扱われるものであれば、例え有価でなくとも「事前選別事実の存在」「実際の再生実績」など脱法行為を抑えるための一定の実態要件の検証が可能であれば、再生資源としての実態を反映して、新たな「廃棄物」定義の策定や運用の見直しが可能であると考えられる。	廃棄物処理及び清掃に関する法律	環境省
14	市町村民税特別徴収の手続き簡素化	手続きの窓口一元化、デジタルデータでの情報交換(当該窓口で全国のデータを提出し、決定通知も当該窓口よりデータで戻される等)を可能とする。一部市区町村は磁気テープ等でのデータ交換が可能だが、全国の自治体での一律対応がなされていないため、企業にとってはメリットが乏しい。併せて、各市町村の作成する「税額決定通知書」の様式統一を図ることを望む。	特別徴収義務者(各企業)と市区町村とは、現在紙ベースでの収入・税額のデータ相互交換を行っている。各企業は、紙ベースの「給与支払報告書」を作成・郵送し、各市区町村からの「税額決定通知書」を個別に登録(パンチ等)する作業を行っており、企業は多額の費用と手間を負担している。	地方税法	総務省
15	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法上、保険関係請求権の特別先取特権の付与等必要な手当てを行う。	生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取扱われることになっているが、生命保険会社が経営破綻に陥った場合においても、財産の価額の変動がそのまま反映される特別勘定は当該経営破綻の原因とはなりにくい。	保険業法(現在該当条項なし)	金融庁 総務企画局信用課

様式4 全国規制改革・民間開放要望書

16	<p>保険会社本体による信託業務（現行信託業法に規定する併營業務を含む）の代理又は事務代行の解禁</p>	<p>保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。</p>	<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。          保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスキャパシティ活用の観点から極めて有効である。          生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。          なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書（H15.7.28）」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>	<p>保険業法第98条、同施行規則第51条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第7条の2の2</p>	<p>金融庁 総務企画局信用課</p>
17	<p>共済事業にかかる契約者保護ルールの整備</p>	<p>・保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。          ・各共済事業が「保険業」に該当するか否かを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限（報告徴求、立入検査等）を付与する。          ・根拠法のある共済についても、各監督官庁において消費者保護の観点から整合的な規制を整備する。</p>	<p>共済のなかには「根拠法のある共済」と「根拠法のない共済」とがある。          根拠法のある共済は、「他の法律に規定のあるもの（保険業法第2条第1項）」などに該当することから、保険業法の規制は受けないが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っている。ただし、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。保険業法、農業協同組合法、消費生活協同組合法が、- 契約の内容的合理性・公平性の確保 - 事業の財務・業務内容の健全性の確保 - 募集活動の適正性の確保等において整合的な規制となっており、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性は取れていない。これに対し、根拠法のない共済は、見舞金程度の支給に止まる場合や、特定の者を対象としている場合には保険業に該当せず、免許を受けずに事業を行っても保険業法違反にならないと解されているが、保険業法やその他特別の法律による規制の対象とならず、特別の法律による監督も受けない。          つまり、保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。          公的な監督が及んでいないものは当然であるが、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なり、消費者保護の観点から問題がある。</p>	<p>保険業法、消費生活協同組合法、農業協同組合法等</p>	<p>金融庁監督局 保険課、総務企画局信用課、厚生労働省社会援護局 地域福祉課、農林水産省経営局協同組織課等</p>